

# 湯川村空家・空地バンク登録推進事業補助金

村内の空家及び空地の利活用促進のため、湯川村空家・空地バンクへ登録を行うことを目的として、物件の登記手続き及び清掃等の費用を補助します。

## 1. 定義

空家	個人が居住を目的として建築し、現に居住の用に供していない建物及びその立地する土地をいいます。
空地	住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する土地で、現に使用していない土地をいいます。ただし、農用地等を除きます。
空家・空地バンク	空家・空地の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、空家・空地の情報を登録し、公開する仕組みをいいます。

## 2. 補助率と限度額

対象経費	①登記手続きにかかる費用
	②清掃等にかかる費用
補助率	1/2
限度額	①、②それぞれ100,000円

※補助額に1,000円未満の端数があるときは切捨てした額とします。

## 3. 補助対象となる経費

- ① 登記手続（登記等に必要な書類等の取得及び作成に係る費用、不動産登記等を行う資格を有する者への報酬等）にかかる費用
- ② 清掃等（空家内部、造付家具、設備機器等に係る清掃及び残置物処分、空家の敷地内の庭木等の剪定、除草等）にかかる費用

## 4. 補助対象者

次の①～②の全てに該当する者。

- ① 村内空家・空地の所有者等で、申請物件を湯川村空家・空地バンクに登録することが確約できる者
- ② 市町村税等を滞納していない者

## 5. 必要な書類等

### (1) 交付申請書兼請求書

必要書類一覧	
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	建物及び土地の登記事項証明書の写し
<input type="checkbox"/>	物件の位置図及び外観写真
<input type="checkbox"/>	登記手続及び清掃等に係る請求書の写し
<input type="checkbox"/>	登記手続及び清掃等に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	湯川村空家・空地バンクの登録申込書の写し
<input type="checkbox"/>	市町村税の納税証明書
<input type="checkbox"/>	補助金の振込先金融機関の通帳の写し
<input type="checkbox"/>	その他、村長が必要と認める書類

※  湯川村 HP、及び役場窓口で配布している申請様式

## 6. 注意事項

※清掃等については、家財等の整理を完全に撤去し、引き渡し可能な状態にすることで補助対象とします。

※補助金の交付は同一敷地内につき1回を限度とします。





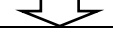
ただし、交付決定日より起算して過去3年間において当該補助金の交付を受けていない場合を除きます。

※補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。

※申請者、領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同一としてください。

※この補助金の交付に際し必要とした書類及び帳簿については、交付の翌年から10年間保管してください。

## 7. 手続きの流れ

	申請者	産業建設課	期限等
	<p data-bbox="311 369 614 421">交付申請兼請求</p>  <p data-bbox="287 560 635 611">交付決定通知受領</p> 	<p data-bbox="774 369 949 421">申請受理</p>  <p data-bbox="790 459 933 515">審査</p>  <p data-bbox="790 560 933 616">適合</p>  <p data-bbox="750 649 973 705">補助金交付</p>	<p data-bbox="1053 369 1444 448">登記手続、清掃等の完了後に申請してください。</p>

## 8. お問い合わせ先

湯川村産業建設課商工観光係 電話 0241-27-8831  
福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地